

## 1

## 高年齢者雇用

70歳以上まで働ける企業が21.2%に  
——厚労省まとめ

厚生労働省は10月28日、平成28年（2016年）「高年齢者の雇用状況」の集計結果を発表した。それによると、「65歳定年」は対前年差0.4%増の14.9%、「定年制の廃止」は同0.1%増の2.7%となった。法定義務を超える「66歳以上定年」は1.1%（対前年差変動なし）、「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」は4.9%（同0.4%増）、70歳以上まで働ける企業は21.2%（同1.1%増）となっている。

「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」は、65歳までの安定した雇用を確保するため、企業に「定年制の廃止」や「定年の引上げ」、「継続雇用制度の導入」のいずれかの措置（高年齢者雇用確保措置）を講じるよう義務付け、毎年6月1日現在の高年齢者の雇用状況の報告を求めている。今回の集計結果は、この雇用状況を報告した従業員31人以上の企業15万3,023社の状況をまとめたもの（中小企業（31～300人規模）：13万7,213社、大企業（301人以上規模）：1万5,810社）。

## 定年引上げ16.1%、定年廃止2.7%に

高年齢者雇用確保措置（「雇用確保措置」）の実施済企業の割合は、対前年差0.3%増の99.5%となった。

雇用確保措置を講じている企業の措置内容を見ると、①「定年制の廃止」は2.7%（対前年差0.1%増）、②「定年の引上げ」は16.1%（同0.4%増）、③「継続雇用制度の導入」は81.3%（同0.4%減少）となっている。定年制度①、②によって雇用確保措置を講じるよりも、継続雇用制度③によって雇用確保措置を講じる企業の比率が高い。

なお、「継続雇用制度の導入」をした企業のうち、「希望者全員を対象」とする企業は、対前年差1.5%増の68.6%となった。一方、高年齢者雇用安定法一部改正法の経過措置に基づく、「対象者を限定する基準」がある企業（経過措置適用企業）は、同1.5%減の31.4%となっている。

## 66歳以上定年企業が16.0%に

希望者全員が65歳以上まで働ける企業の割合は、前年に比べて1.6%増の74.1%となった。企業規模別に見ると、中小企業では76.5%（同1.7%増）、大企業では53.8%（同1.1%増）となっている。

定年制廃止企業の割合は2.7%であり、これを企業規模別に見ると、中小企業では2.9%（同変動なし）である一方、大企業では0.5%（同0.1%増）となっている。

65歳以上定年企業の割合は、前年に比べ0.5%増加し16.0%となった。企業規模別に見ると、中小企業では16.9%（同0.4%増）、大企業では8.2%（同0.7%増）となっている。

また、定年年齢別に見ると、①65歳定年の企業は14.9%（同0.4%増）、②66～69歳定年の企業は0.1%（同変動なし）、③70歳以上定年の企業は1.0%（同変動なし）——となっている。法定義務を超える「66歳以上定年」企業について見ると、その割合は1.1%だ（対前年差変動なし）。

希望者全員66歳以上の  
継続雇用制度は4.9%に

希望者全員が66歳以上まで働ける

継続雇用制度を導入している企業の割合は4.9%（同0.4%増）となっている。

企業規模別に見ると、中小企業では5.2%（同0.3%増）、大企業では1.9%（同0.3%増）となった。また、継続雇用の上限年齢別に見ると、①上限年齢66～69歳が0.3%（同変動なし）、②上限年齢70歳以上が4.5%（同0.3%増）となっている。法定義務を超える「66歳以上希望者全員の継続雇用制度」について見ると、その割合は4.9%（同0.4%増）だ。

70歳以上まで働ける企業は、対前年差1.1%増の21.2%。企業規模別に見ると、中小企業では22.1%（同1.1%増）、大企業では13.9%（同1.2%増）となっている。

## 60歳以上の常用労働者数は雇用確保措置義務化前に比べ189万人増

なお、高年齢労働者の状況について見ると、31人以上規模企業における常用労働者数（約3,049万人）のうち、60歳以上の常用労働者数は約325万人で10.6%を占めている。年齢階級別に見ると、60～64歳が約202万人、65～69歳が約95万人、70歳以上が約27万人だ。

また、51人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約294万人で、雇用確保措置の義務化前（2005年）と比較すると、約189万人増加している。31人以上規模企業における60歳以上の常用労働者数は約325万人であり、2009年と比較すると、約109万人増加している。

（調査部）